

単一／複合判断の表出と 否定的評価を表すナドの2種

井戸 美里

キーワード：とりたて詞、否定的評価、
thetic/categorical judgment (単一／複合判断)、写像仮説

1. はじめに

本稿は、井戸(2013)が指摘する否定的評価を表すとりたて詞ナドの2種(ナドA/ナドB)が、Kuroda(1992)等が指摘する話者の事態の捉え方やその表出の仕方を表す二つのjudgment(判断)の形式によって出現の可否が分かれることを指摘するものである。具体的には、井戸(2013)でナドAとしたものは、存在承認によって成り立つthetic judgment(単一判断)を表出するdescription(現象描写文、無題文)の中に現れることができるが、ナドBは、ある対象物を認識した後にその対象物について話者が述べるcategorical judgment(複合判断)を表出したPredication(判断文、有題文)¹に現れることを指摘する。加えて本稿では、ナドAがその否定的な評価の意味によって、述語の種類に関わらずthetic judgmentに出現できるという特徴を持つことを指摘する。本稿の以上のような指摘は、judgmentととりたて詞の関係について新しい視座を与えるものであると考える。本稿の構成は以下の通りである。

まず、2節では先行研究の指摘を紹介する。具体的には、井戸(2013)で指摘した否定的評価を表すナドの2種について概観し、Kuroda(1992)等が指摘するjudgmentの2種についてまとめる。3節では現象の観察を交えながら、二つのナドがjudgmentのタイプによって出現の可否が分かれることを見る。具体的には、①知覚動詞構文の補部(PVC)に生じうるか、②主語の裸名詞句の解釈はどうなるかという二つの観点から考察を進める。4節ではナドAについて詳しく観察し、ナドAは述語が個体レベル述語(Individual Level Predicate: ILP)であっても常にdescriptionを形成することを指摘する。5節は本稿のまとめと展望である。

¹description、Predicationを訳す際、ほぼ対応すると考えられる概念は他にもあるが、ここでは先行研究(井川2012, 上山2007)に倣いdescription、Predicationをそのまま用いることにする(thetic/categorical judgmentについても同様にそのまま用いる)。日本語学におけるこれらと対応する概念を扱ったものとしては、丹羽(1988)を参照。

2. 先行研究

2.1 否定的評価を表すとりたて詞ナドの2種

否定的評価を表すとりたて詞ナドには、次のような用法がある²。

- (1) a. (よりにもよって、) 警察ナドが 学校に やって来た。
b. 警察ナド 学校に やって来ない/来るものではない。 (井戸 2013 : 69)

井戸 (2013) では、青柳 (2006, 2008) の分析に基づき、このような否定的評価を表すとりたて詞ナドは、形態は一つであっても二つの異なる用法を持つことを指摘した。この節では、(1) の例文を用いてナドの2種について概観する。

(1ab) はいずれから「警察」に対する「学校にやって来るべきではない」という話者の評価が感じられる。しかし、(1a) は「学校にやって来た」という評価と肯否が反転する述部と共起している一方、(1b) は「学校にやって来ない/来るべきではない」という話者の評価そのままが述部になっている。井戸 (2013) では、(1a) のように話者の評価と肯否が反転する述部をとるナドをナドA、(1b) のように話者の評価そのままが述部になる用法をナドBとした。

さて、青柳 (2006, 2008) はとりたて詞を、助詞の連結順序、焦点の広狭等の観点から2つに分類している。そのうち一方は、格助詞や係助詞が後接し、主語から動詞句へと焦点を拡張できないという特徴をもった、範疇素性が[+F (unctional) ,+L (exical)]のものであり、山田 (1936) で「副助詞」とされたものに相当するものである。また一方は、格助詞、係助詞が後接できず、主語から動詞句への焦点拡張が可能な範疇素性[+F,-L]のものであり、こちらは山田 (1936) で「係助詞」とされたものに相当するという。青柳 (2006, 2008) の分析は、とりたて詞を[+F]という素性で統一的に捉え、「焦点をどこまで拡張できるか」「格助詞が後接できるか」等の違いを[±L]という素性の違いで捉えている。井戸 (2013) では、青柳 (2006, 2008) の分析に基づき、ナドは、形態は一つであっても、助詞の連結順序や焦点の拡張等の現象に違いがあり、ナドAが[+F,+L]、ナドBが[+F,-L]であるとした。具体的には、(1a) のようなナドAは、ナド自身が否定的な評価の意味を持ち、内容語的に振る舞う ([+L]) ため、さらに述部に否定的な評価を共起させる必要がない一方、(1b) のようなナドBは、ナドが否定的な評価の対象と評価の内容を繋ぐという機能によって否定的な評価を表示している ([-L]) ため、述部には話者の否定的評価の内容が明示される必要があるとする。

²同じナドという形式を持つものには、否定的評価のとりたて詞ナドだけでなく、擬似的例示、並列詞のナドがある (沼田 2009) が、本稿ではこれらは扱わない。本稿では特に断りがない場合ナドとは否定的評価のとりたて詞ナドを指す。擬似的例示、並列詞との弁別に関しては沼田 (2000, 2009) を参照。

2.2 2種類の judgment

本節では、本稿における基本的概念である judgment について紹介する。本稿が用いる judgment とは、もとは西洋哲学の用語であり、thetic judgment と categorical judgment がある。thetic judgment は description として具現し、categorical judgment は Predication として具現する。

- (2) ネコがあそこで眠っている (Kuroda 1992 : 21)
- (3) ネコはあそこで眠っている (Kuroda 1992 : 21)

Kuroda (1992) によると、(2) は thetic judgment を表出したもので description を表しており、状況が単純に描写されているものである。一方、(3) はまず主語の「ネコ」が認識されたうえで、その叙述関係が肯定されているものであり、こちらは categorical judgment が表出した Predication を表しているという。Ladusaw (1994 : 223) は thetic judgment と categorical judgment の違いを以下のようにまとめている。

(4) thetic judgment

The basis for a thetic judgment is a presentation of an object: an entity or eventuality. An affirmation of such a presentation commits the judger to the existence of something which satisfies the presentation; a denial by contrast expresses a negative existence judgment.

(5) categorical judgment

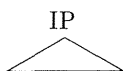
The basis for a categorical judgment is compound: first a presentation which is clarified into a particular object satisfying the description, and then a property to be affirmed or denied of the object.

つまり、thetic judgment が対象物やイベントを描写するだけの存在承認 (existential commitment) のみによって成り立つ判断形式なのに対し、categorical judgment は、ある対象をまず認めた後、それについて叙述するという複合的な構成を取っているのである。注意しなくてはならないのは、これらの指摘は基本的に主節におけるものである点である。Kuroda (1992) は、thetic と categorical の違いが現れるのは話者が判断を表出する節における現象であるとしている。また、長谷川 (2008) は、Kuroda のいう description と同等に位置づけられる「中立叙述文」を分析しているが、主節の中立叙述文を「提示文」として位置付け、従属節に現れる中立叙述文との性質の違いを指摘している³。

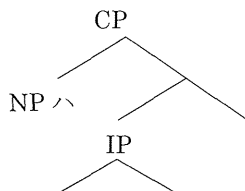
³具体的には、主節の中立叙述文には①述語タイプ：「動作・存在・一時的な状態」述語②主語の人称：3人称③疑問文とは共起できない、という3つの制約がかかるとしており、これらは従属節中ではかからない制限であることを指摘している。

一方、上山（2007）は、Kuroda の一連の研究を踏まえ、description と Predication の構造的な違いを指摘している。上山（2007）は、Kuroda の一連の研究を統合すると description と Predication の構造は次の（6）のように異なると指摘しており、description と Predication は判断を表す節における現象ではなく、命題タイプの違いとして捉えるべきだとしている。

(6) a. description



b. Predication



(上山 2007 : 117)

本稿では、基本的に上山（2007）の主張に則る形で議論を進め、長谷川（2008）が示すような主節における中立叙述文の特殊なふるまいは、(6a) の構造に主節の特殊な要請がかかったものであると考えることとする。つまり、description が主節に現れた際、主節の特殊な要請によって (6a) の構造に何らかの操作や制約が加えられたり、従属節では現れない意味、機能が現れるうことを認めつつ、description と Predication の違いは、(6) のような構造の違いをもとにしてしていると仮定して議論を進めることにする。

以上、本節では、ナドの 2 種類について紹介し、本稿の基本的概念である judgment のタイプについて概観した。次節ではこれらの基本的な概念を用いて二つのナドの judgment タイプによる出現の可否を観察する。

3. 二つのナドの judgment タイプによる出現の可否

本節では、二つのナドが judgment タイプによって出現の可否が異なることを見るために、知覚動詞構文への出現の可否と主語の裸名詞句の解釈の違いを観察する。

3.1 知覚動詞構文の補部への生起の可否

Judgment の表出は基本的には主文現象であるとする先行研究の指摘（長谷川 2008 等）がある一方、上山（2007）や井川（2012）⁴は、description が知覚動詞構文の補部（PVC）や「～のは不可能だ」の補部に具現することを指摘している。また、Kuroda（1992）では description と Predication の違いはハの特性によるものであったが、上山（2007）ではハの出現に限らず Predication が成立する場合があるとし、「さえ」や「だけ」などのとりた

⁴井川（2012）も judgment の表出は基本的に主節現象だとするが、知覚動詞構文の補部という特殊な環境では judgment の統語具現があるとしている。

て詞が取り立ての意味で用いられている場合や前提の関わる量化表現の場合、その節は単なる「特定の事態の記述」にはならない」（上山 2007 : 124）としている。そのため、これらの要素は Predication の中にしか現れることができないことを指摘している。

- (7) a. *[自転車だけで行く]のは不可能だ。
b. *[富士山の頂上にさえ電波塔をたてる]のは不可能だ。
c. *過半数の会社がそこの取引先に謝罪している]のが聞こえた。
d. *過半数の会社がそこの取引先に謝罪している]のを見かけた。⁵

（上山 2007 : 125）

しかし、上山（2007）は「とりたて詞が取り立ての意味で用いられている」とはどういう場合なのかは明言しておらず⁶、とりたて詞一般の議論を行うためにはさらなる考察が必要である。実際に、とりたて詞が PVC に現れる例は多数ある。

- (8) a. 太郎は、[隣の部屋で 花子が 無駄話ばかり している]のを聞いた。
b. 太郎は、[学校に 警察マデが やって来る]のを見た。
c. 太郎は、[公園で 次郎ダケが 走る]のを見た。

しかし、ナドについて観察してみると、ナド A は PVC に現れ得るのに対し、ナド B は PVC に現れることができない。

- (9) a. [学校に 警察ナドが 来るの]を 見た。
b. [公園で 中学生が キスナドを するの]を 見た。 （ナド A）
(10) *太郎は、[隣の会議室で 次郎の提案ナド すぐに却下される]のを聞いた。
（ナド B）
(11) a. 太郎は、[隣の会議室で 次郎の提案が すぐに却下される]のを聞いた。
b. 次郎の（くだらない）提案ナド、すぐに却下された。

「次郎の提案ナド すぐに却下される」という文におけるナドは、「次郎の提案＝すぐに却

⁵ (7cd) は、下線部が指すものが連動する読み方（「A 社は A 社の取引先に、B 社は B 社の取引先に…」）を意図しており、さらに、(7cd) の主語は比率を表す要素であることに注意する必要がある。しかし、本稿では、このような量化表現に関しては深く扱わない。詳しくは上山（2007）参照。

⁶ 少なくとも、上山（2007）では、とりたて詞に格助詞が後接した場合についてはこの限りではないことが指摘されている。

(i) [太郎が一人だけで立っている]のを見かけた。 （上山 2007 : 141 注参考）

下されるものだ」という話者の評価がそのまま述部に現れているナド B の例である⁷。(11) では、主節におけるナド B は成立すること、ナドを用いなければ PVC 内に生起可能であることが分かる。しかし、ナド B を用いた「次郎の提案ナドすぐに却下される」という文は PVC に生起できない。以上の議論から、ナド A は description 中に現れうるのに対し、ナド B は Predication の構造にしか現れることができない、すなわち、単に眼前を描写するに留まらない構造をとっていることが考えられる。

3.2 主語の裸名詞句の解釈

次に、ナドが付加した主語の裸名詞句の解釈について見ていく。

Kuroda (1992) は、冠詞の無い日本語において、次の (12) (13) の文の主語の裸名詞句「ネコ」の解釈に違いがあることを指摘している。

- (12) ネコがあそこで眠っている (Kuroda 1992 : 21) (再掲)
 (13) ネコはあそこで眠っている (Kuroda 1992 : 21) (再掲)
 (14) The cat is sleeping. (Kuroda 1992 : 22)
 (15) A cat is sleeping.⁸ (Kuroda 1992 : 24)

(12) は、(14) にも (15) にも訳すことができる一方、(13) は (14) にしか訳すことができないという。つまり、description を表す (12) は、主語の名詞句の解釈が定解釈か不定解釈かで曖昧である一方、Predication を表す (13) の主語の解釈には、定解釈しかないということである。

ここで英語の主語の裸複数名詞句の議論に関して、Kratzer (1989)、Diesing (1992) が指摘する述語の種類と項構造の違いについて触れておく必要がある。後述する Kratzer や Diesing が指摘する項構造と、二つの judgment が対応関係にあることが先行研究ですでに指摘されている (Ladusaw 1994)。Kratzer (1989) や Diesing (1992) は、Carlson (1977) が指摘するステージレベル述語 (Stage Level Predicate : SLP) と個体レベル述語 (Individual Level Predicate : ILP) は項構造が異なると主張している。SLP とは、一時的な状態を描写する述語であり、sick や naked 等が該当する。一方、ILP とは、属性を表すもので、恒常的なものであり、tall、intelligent 等が該当する。SLP と ILP では、(12) と (13) の対立と同様に、主語の裸複数名詞句の解釈に違いがある。

⁷ナド B の実例の多くは (1b) のように否定辞を伴うものであるが、否定辞はナド B に必須のものではない。(11) の、「太郎のくだらない提案ナド すぐに却下された」という文は、肯定述部と共起しているが、「太郎のくだらない提案ナド 受け入れられるはずがなかった」という否定辞と共起した文とほぼ同義であり、話者の評価がそのまま述部に現れたナド B であると考えられる。ここでは、PVC が否定文では受け入れられ難いという特徴があるため、肯定述語のナド B を用いた。

⁸Kuroda (1992) によると、この文を不自然に感じる英語母語話者がいるそうだが、(15) は「There is a cat sleeping.」という there 構文に置き換えてよいとし、議論の簡潔化のためにこの例文を用いているという。

- (16) a. Firemen are available.
 b. Firemen are altruistic.

(16a) は「その時点で出動できる消防士が何人かいる」という存在解釈と、「消火のために何時でも出動可能であるのは、消防士にとっては必須の条件である」という総称解釈という二つの解釈が可能である^{9,10}。しかし、(16b) には、「消防士とは、無私の心で人命救助にあたる人たちである」という総称解釈しか得られない。存在解釈とは、前提となる集合を持たずに談話に導入される解釈であり、不定解釈と同義である。一方、総称解釈は前提となる集合を基に、その全てを指す解釈であり、定解釈の一つである。このように、英語における主語でも、述語によって定解釈と不定解釈が曖昧な場合と、定解釈しか得られない場合があることが指摘されている。これは、(12) (13) の対立と並行的なものであると言える。

さらに Diesing (1992) は、主語の裸名詞句の定／不定の解釈の違いを項構造の違いと捉え SLP と ILP の構造の違いを指摘した。具体的には、主語が不定解釈されるのは中核スコープ (nuclear scope) である VP 内だけであると仮定し、SLP は、主語が VP の指定部に基底生成されるため、中核スコープ内で存在解釈を受けることが可能である一方、ILP は、主語が IP 指定部に基底生成され、中核スコープには存在しないために存在解釈ができず、このような解釈の違いが生ずるとした。(16ab) の構造をそれぞれ示したのが、(17ab) である。このように、意味と統語が対応関係にあるとする仮説を写像仮説 (Mapping Hypothesis) と呼ぶ。

- (17) a. [_{IP} Firemen_i are [_{VP} t_i available]].
 b. [_{IP} Firemen_i are [_{VP} PRO_i altruistic]].

(17) に示される構造は、description と Predication の構造の違いを示した (6) と並行している。(6) が主語を CP 指定部に位置させている一方、(17) では主語を IP 指定部に位置させているという違いはあるものの、(6a) (17a) は主語が非定型節内または動詞句内に収まる単一的な構造になっている一方、(6b) (17b) は、指定部と主要部に二分できる構造になっている点で共通している。本稿では、thetic と categorical の区別がどの構造的レベルで分かれるのか、英語と日本語で異なるのか否かについて具体的な提言は行わない。しかしここでは、単一的な構造を取るか二元的な構造を取るかということと、主語の裸名詞句の解釈の一義性／曖昧性が並行していることをおさえたい。

さて、thetic judgment が「存在承認」のみで成り立つ判断形式であり、categorical

⁹日本語の解釈は井川 (2012) のものを用いた。

¹⁰ (16a) は、さらに「だいたいにおいて、出動可能な消防士がいる」という存在総称の解釈も可能であるが、ここでは議論の簡略化のためひとまず (16a) には存在解釈と総称解釈の両方が可能であることのみをおさえておく。

judgment がある対象物を認めて、それについて叙述する形式であったことを踏まえると、description の主語と SLP の主語の解釈、Predication の主語と ILP の主語の解釈が並行であることは自然な帰結である。すなわち、description が単純に眼前の事態の存在を述べることであるため、主語を不定のまま存在解釈することを許すのに対し、Predication は対象物を認め、それについて叙述するため、主語を不定のまま存在解釈することを許さず総称解釈になるという帰結である。Ladusaw (1994) は Milserk (1974) の述語と主語の解釈に関する指摘、Kuroda (1992) の指摘、そして Diesing の写像仮説の対応関係を次のように一般化している。

(18) Derivation of Milsark's Generalization (First version)¹¹

- a. ILPs must be predicates in Categorical judgment.
- b. The subject of a categorical judgment cannot be a nonspecific indefinite, its reference is “presupposed”.
- c. Strong construals are the result of this “presupposition”
- d. Therefore, the subject of an ILP must have a strong construal.

(Ladusaw1994: 223)

(18) は、属性を表す ILP は categorical judgment になり、その categorical judgment の主語は前提を持った定解釈の名詞でなくてはならず、結果、ILP の主語は必ず定解釈になる、ということを示しており、thetic/categorical judgment、SLP/ILP、主語の裸名詞の不定解釈/定解釈が対応関係にあることが示されている。

以上のように、judgment タイプと主語の裸名詞句の解釈は、並行してとらえられるものであることを見た。

ここで、ナドについて観察してみると、ナド A は主語の不定名詞句の存在解釈を許す一方、ナド B は総称解釈しか許さないことが分かる。

(19) (よりもよって、) 警察ナドが 学校に やって来た。¹²

(20) 警察ナド 学校に やって来ない。

(19) では、「学校にやって来た警察が存在する」という存在解釈が許される一方、(20) では、「警察というものは、総じて学校には来ないものである」という総称解釈になる。よって、ナド A が構造的に低い位置に生じし単一的な構造に収まり、description に現れるこ

¹¹Ladusaw (1994) では、さらに一般化を進めた「Derivation of Milsark's Generalization (second try)」が示されているが、ここでの議論には first version で十分であると考えられるため、ここでは触れない。

¹²(19)(20) は、現在形と過去形で動詞の時制が異なることが問題になる。しかし、時制をそろえても本稿の観察に支障がないことが 4.2 節の議論 (特に例文 (30)) から分かるため、ここではこの問題を一旦保留しておく。

とが出来ていることが分かる。一方、ナド B を含んだ文は Predication としてしか解釈できず、二元的構造を取っていることになる。

以上、本節では judgment と写像仮説の対応関係について確認し、ナドが付加した主語の解釈から、ナド A が description の構造に収まり、ナド B がそのような単一的な構造に収まらず Predication の構造になることを見た。

このように、3 節では、二つのナドの PVC への生起の可否、ナドが付加した主語の裸名詞句の解釈について確認した。その結果、ナド A がthetic judgment を形成する description に現れ得る一方、ナド B は categorical judgment を形成する Predication に現れることを見た。

4. ナド A と description

3 節では、ナド A ナド B が出現できる judgment タイプが異なることを確認した。4 節では、3 節までの議論とは少し方向性を変えて、ナド A の特徴についてもう少し言及する。3.2 節では、ILP は categorical judgment を表出する Predication の構造をとることを確認した。しかし、ナド A を含んだ文を観察すると、たとえ ILP であっても description を形成しているのがわかる。本節ではこのようなナド A の特殊な振る舞いを、ナド A の「話者の予想や評価」と肯否が異なる述部をとって、話者の「否定的評価」を表すという特徴によるものだと分析する。

4.1 description と中立叙述文

久野 (1973) では、ガの用法に関して、次の 3 つを挙げている。

- (21) a. 総記を表す「ガ」:
太郎ガ学生デス。
(「(今話題になっている人物の中では) 太郎だけが学生です」の意味)
- b. 中立叙述を表す「ガ」:
雨ガ降ッテイマス。
オヤ、太郎ガ来マシタ。
(観察できる動作・一時的状態を表す)
- c. 目的格を表す「ガ」:
僕ハ花子ガ好キダ。 (久野 1973 : 28)

本稿では、(21ab) を対象に考察を行う¹³。久野 (1973) では、述語が動作、存在、一時的

¹³これは、(21ab) が主語の解釈の問題であるのに対し、(21c) は目的語の位置に関わる問題であるからである。実際、主格目的語にも中立叙述の解釈も、総記の解釈も可能であり、ここでは主格目的語だけを独立させて考える必要がないことが分かる。主格目的語の解釈に関する分析については、松井 (2008) 参照。

な状態を表す非状態性（[-stative]）のものである場合、ガは中立叙述と総記の解釈が曖昧になる一方、述語が恒常的状态や習慣的動作を表す状態性（[+stative]）のものの場合、ガは総記の解釈のみが可能になる。ここで久野が示す述語の[-stative][+stative]とは、それぞれ SLP、ILP が持つ特徴にほぼ等しく、アスペクト的意味での状態性とは異なる。本稿では、アスペクト的意味での状態性と区別するため、久野の言う[±stative]と同じ素性として [±ILP]を用いることにしておく。

久野の観察は、主語の中立叙述／総記という解釈の違いであり、Diesing らが指摘する存在解釈／総称解釈という違いではないが、述語の種類により主語の解釈が異なる、特に SLP の場合ガの解釈が曖昧になるとする指摘は Diesing らの指摘と並行的である¹⁴。

また、長谷川（2008）は、主節の中立叙述文を「単なる「命題レベル」の情報の表出ではなく、語用論的に、話者が気づいた眼前の動的・変化事態を「新情報」として「描写」する「提示文」（長谷川 2008：70）と位置付けている。これは、まさに description の特徴であり、中立叙述文とは、description とほぼ等しいことがわかる。3.2 節の内容も踏まえると、thetic judgment が表出される description とは、SLP がなす統語構造と共通し、「眼前の事態の描写」という中立叙述文と同じ性質を持つと言える。

しかし、久野の指摘には、井川（2012）が指摘しているような反例がある。井川（2012）がまとめているように、日本語には、述語の種類によらず中立叙述文が成立している例がある。例えば、次のような「発話者の発見、驚嘆、感動の源となるような事態」はたとえ ILP であっても総記のガの読みが強制されない¹⁵。

(22) 見て！象が大きいね！

よって、中立叙述文の成立は、「話者の心の中にあらかじめ情報がどんな形で貯えられているか、そして、どのように新たに導入されるか」（井川 2012：93）が重要である現象であると述べている。以上の指摘を踏まえ、本稿では、次の（23）のように仮定して議論を進めていくことにする。

(23) 「発話者の発見、驚嘆、感動の源」という読みは、述語が持つ[+ILP]素性を抑制する。

以上、中立叙述文が description と同じものであり、[-ILP]である SLP で表現されること、そして話者の驚きや感動を表す文の場合は、ILP であっても中立叙述のガが現れることを見た。

¹⁴これは主節に限った議論である。従属節では述語の種類に関わらず中立叙述のガが現れることを久野（1973）が指摘している。

¹⁵これは日本語の特徴であり、例えば英語では、話者の驚きを表す文脈であっても PVC に ILP が表れない。詳しくは、井川（2012）参照。

4.2 ナドAとガの解釈

では、ナドAにガが付加した場合を観察する。述語が[-ILP]、すなわちSLPの場合は、ナドAが用いられない文と同様にガの解釈は中立叙述のガの解釈となる。

- (24) a. (よりもよって、) 警察ナドが 学校に やって来た。
b. 公園で 中学生ナドが キスをしている。

しかし興味深いのは、ナドAにガが付加した場合は、通常総記の解釈が強制されるはずの[+ILP]の述語であっても中立叙述のガが成立することである。

- (25) a. (よりもよって、) 太郎ナドがうちのチームの代表だ。
b. だけど、次郎や花子もうちのチームの代表だ。(だから心配はいらない。)

- (26) 太郎が うちのチームの代表だ。

総記：(今話題になっている人物の中で) 太郎だけがうちのチームの代表だ。

*中立叙述

(25a) (26) は「うちのチームの代表だ」という[+ILP]の述語になっている。述語が[+ILP]の場合、(26)のようにガの解釈は「太郎だけが」という総記の解釈に限られるはずである。しかし、(25a)は、(25b)「次郎や花子もうちのチームの代表だ」を後ろに続けられることから分かるように、総記のガではなく、中立叙述のガとして解釈可能な例であることが分かる。

なぜ、ナドAを用いるとこのような現象がみられるのだろうか。本稿では、これは、ナドAが持つ否定的評価の意味によるものであると考える。ナドAは「話者が対象に持っている評価とは肯否が反対の述部が現れる」用法であった。よって、ナドAが用いられると、常に「発話者の発見、驚嘆、感動の源」という解釈が現れる。すると、(23)より、[+ILP]の抑制が強制され、述語が[+ILP]であっても中立叙述のガの解釈が可能になると考えられる。

ナドAの[+ILP]の抑制という機能は、3.1節、3.2節でみたPVCのテストや主語の裸名詞句のテストでも同様に確認できる。通常、ILPは対象の恒常的な属性を表し、Predicationを表すため、PVCに現れることはできない。

- (27) *私は[ジョンが言語学者なの]を見た。 (井川2012: 76)

しかし、「発話者の発見、驚嘆、感動の源」という解釈を加えると、例えILPであってもPVCに現れることができるようになる。

- (28) 私の娘は[象が大きいの]を見て、(怖がった)。 (Ikawa1999: 100)

ナド A が用いられた文を観察してみる。すると、通常 PVC に現れることができないはずの ILP の文であっても、ナド A が現れた文であれば PVC に現れ得ることが分かる。

- (29) a. 花子は、[(あの) 太郎ナドが 背が高いの]を見て、(驚いた)。
b. *花子は、[太郎が 背が高いの]を見た。

(29a) は、(29b) に比べてはるかに許容度が高いことが分かる。(29a) の「太郎ナドが背が高い」という発話は、「太郎はチビなやつだ」と思っていた人が、背が高くなった太郎を見ての発話であると考えられる。すなわち、この例は、「発話者の発見、驚嘆、驚きの源」という解釈が強制されるナド A の意味によって、述語の種類に関係なく description が可能になっている例だと考えられる。

さらに、主語の裸名詞句についても同様の観察ができる。3.2 節で、述語が ILP の場合は Predication になり、主語の裸名詞句の解釈は存在解釈が許されず総称解釈になることを確認した。しかし、ナド A が用いられた文であれば、たとえ述語が ILP であっても主語の裸名詞句の存在解釈が可能であることが、次の (30) から分かる。

- (30) (よりにもよって、) 一年生ナドが 部長だ。

「部長だ」というのは、恒常的な属性を表す ILP であるが、主語の裸名詞句は「部長をやっている 1 年生が存在する」という存在解釈が可能である。

以上のテストからも分かるように、ナド A が用いられた文はその否定的評価の意味によって述語の[+ILP]を抑制し、述語の種類に関係なく description を形成することを見た。つまり、ナド A が用いられた文では、述語の種類に関係なく中立叙述のガの解釈が可能になり、PVC に現れ得、主語の裸名詞句の存在解釈が可能になるということである。本節の主張をまとめると次の (31) のようになる。

- (31) ナド A は、「発話者の発見、驚嘆、感動の源」という読みを強制し述語の[+ILP]を抑制することができるため、述語の種類に関係なく description を形成できる。

5. まとめと展望

以上、本稿では、否定的評価を表すとりたて詞ナドの 2 種が description か Predication かによって出現の可否が異なることを見た。さらに、本稿では、ナド A はその意味から、[+ILP]の抑制という機能を持ち、述語の種類に関係なく description を形成できることを見た。本稿での指摘をまとめると以下の表 1 のようになる。

【表 1】二つのナドと judgment タイプ

	ナド A	ナド B
judgment タイプ	thetic judgment	categorical judgment
表出形式	description	Predication
構造	単一的	二元的
PVC への出現の可否	可	不可
主語の裸名詞句の解釈	定/不定で曖昧	定のみ
備考	述語が[+ILP]であっても description を形成可能にする	

最後に、本稿の帰結から導かれるとりたて詞研究における論点を 2 点挙げる。

一点目は、とりたて詞が前提を持つからといって、必ずしも Predication になるとは限らないということである。上山 (2007) では、とりたて詞が description に現れることができないのは「とりたて詞が取り立ての意味で用いられた場合」としているが、それがどのような時なのか、どのような場合がそれに当てはまらないのかについては明言しておらず、今後明らかにする必要がある。本稿の観察は、その手掛りとなるものであると考える。本稿の分析によって、ナド A : [+L] とナド B : [-L] という特徴が、description/Predication ととりたて詞の関係を見る際に重要であるということが示された。今後、さらに対象とするとりたて詞を広げ、体系化する必要がある。

二点目は、情報構造と judgment の関係についてである。Predication の典型的な例は、Kuroda (1992) の (2) の用例から分かるようにハが用いられたトピックコメント構造と思われる。一方で、description の典型例は、眼前描写の中立叙述文である。では、フォーカス前提構造の場合はどうなるだろうか。フォーカスを形成するとされるとりたて詞は、Predication になるとき (ナド B) とならないとき (ナド A) があるのであり、一概に Predication を形成するとするのはふさわしくないことは前述した通りである。本稿は、フォーカス前提構造と judgment との関係について、具体的に提言するものではないが、本稿が示したような description と Predication にまたがる要素を見ることで judgment と情報構造との関係を明らかにする足掛かりになるものと考えられる。今後とりたて詞と judgment との関係を明らかにすることで、情報構造と、中立叙述文 (description) /フォーカス前提構造 (description/Predication) /トピックコメント構造 (Predication) の関係がさらに精緻化されるものと思われる。

本稿の研究は、特に上述の二点において展開が期待されるものであると考えるが、これ以上の分析は今後の課題としたい。

【参考文献】

青柳宏(2006)『日本語の助詞と機能範疇 南山大学学術叢書』ひつじ書房

- (2008)「とりたて詞の形態的,統語的,意味的ふるまいについて—係助詞,副助詞という分類の有意性を中心に—」『日本語文法』8(1), pp.37-53,日本語文法学会
- 井川壽子(2012)『イベント意味論と日英語の構文』くろしお出版
- 井戸美里(2013)「否定的な評価を表す二種類のとりたて詞ナド」『日本語文法』13(1),pp.68-83,日本語文法学会
- 上山あゆみ(2007)「文の構造と判断論」長谷川信子編『日本語の主文現象』pp.113-144,ひつじ書房
- 久野暲(1973)『日本文法研究』大修館書店
- 丹羽哲也(1988)「有題文と無題文,現象(描写)文,助詞「が」の問題(下)」京都大学文学部国語国文学研究室(編)『国語国文』57(7)pp.29-49,中央図書出版社
- 沼田善子(2000)「3 とりたて」金水敏・工藤真由美・沼田善子共著『日本語の文法 2 時・否定と取り立て』pp.151-216,岩波書店
- (2009)『現代日本語とりたて詞の研究』ひつじ書房
- 長谷川信子(2008)「提示文としての中立叙述文」金子義明・菊池朗・高橋大厚・小川芳樹・島越郎編『言語研究の現在—形式と意味のインターフェース—』pp.62-80,開拓社
- 松井晴子(2008)「使役構文における主格目的語の生起制限」『筑波応用言語学研究』15,pp.101-114,筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科応用言語学コース
- 山田孝雄(1936)『日本文法学概論』宝文館出版

- Carlson, Gregory N. (1977) Reference to Kinds in English, Ph.D. Dissertation, University of Massachusetts.
- Diesing, Molly (1992) *Indefinites*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Ikawa, Hisako (1999) Event and Anaphoric Process, Ph.D. Dissertation, University of Arizona.
- Ladusaw, William A. (1994) The thematic and categorial, stage and individual, weak and strong. *SALT4*, pp.220-229.
- Kuroda, Shige-Yuki (1992) Judgment Forms and Sentence Forms, in S.-Y. Kuroda, ed., *Japanese Syntax and Semantics*, Kluwer Academic Publishers.
- Kratzer, Angelika (1989) *Stage level and individual level predicate*. Ms. University of Massachusetts.
- Milsark, Gary (1974) Existential sentence in English, Ph.D. Dissertation, MIT.